

佐賀県告示第 238 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成 25 年 7 月 9 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 (1) 廃止年月日 平成 25 年 3 月 11 日
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社団法人佐賀県看護協会  
所在地 佐賀市久保田町大字徳万 1997 番地 1
  - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 佐賀県看護協会訪問看護ステーション  
所在地 佐賀市長瀬町 5 番 54 号  
サービスの種類 訪問看護及び介護予防訪問看護
- 2 (1) 指定年月日 平成 25 年 3 月 31 日
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 株式会社ハートウェル  
所在地 千葉市美浜区新港 42 番地 4
  - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 株式会社ハートウェル佐賀店  
所在地 鳥栖市西新町 1422 番地 209  
サービスの種類 福祉用具貸与
- 3 (1) 指定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社エヴァ

所在地 福岡市博多区山王一丁目2番30号

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グット・リンク佐賀

所在地 佐賀市諸富町大字徳富1978番地1

サービスの種類 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与